

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成20年1月31日

京都市長 梶本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	(医)西尾医院	中京区寺町通夷川上る久遠院前町671番地の1 寺町ユースビル1階	平成19年11月26日
居宅療養管理指導	(医)西尾医院	中京区寺町通夷川上る久遠院前町671番地の1 寺町ユースビル1階	平成19年11月26日
介護予防居宅療養管理指導	なかお七本松歯科クリニック	中京区聚楽廻西町188番地の19の2	平成20年1月1日
居宅療養管理指導	なかお七本松歯科クリニック	中京区聚楽廻西町188番地の19の2	平成20年1月1日
介護予防訪問介護	(有)コスモス	上京区新白水丸町462番地の17	平成19年11月18日
訪問介護	(有)コスモス	上京区新白水丸町462番地の17	平成19年11月18日
介護予防訪問介護	(有)ツルヤ ケアサービスあかり	東山区一橋野本町95番地	平成19年11月27日
介護予防通所介護	東山ケアセンターそよ風	東山区本町18丁目386番地の1	平成19年12月12日
通所介護	東山ケアセンターそよ風	東山区本町18丁目386番地の1	平成19年12月12日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)